

2014年6月10日
テオリア第21号

定価 350円
毎月10日発行
定期購読料 年間 4000円
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

テオリア

θεωρία

発行 研究所テオリア
東京都千代田区内神田1-17-12
勝文社第二ビル101
TEL & FAX 03-6273-7233
ホームページ
http://theoria.info
E-mail: email@theoria.info



座標塾第X期第2回

いま脱成長論が脚光を浴びる

(上)

白川真澄

はじめに—— 経済成長しかならないのか？

アベノミクスは、「異次元の金融緩和」、借財財政による公共事業支出、そして成長戦略の「3本の矢」から成り立っています。いまは金融緩和が生んだ円安による輸出向け企業の利益の急増と公共事業の大盤振る舞いで、何とか景気回復のムードを作りだしている。しかし、最初の2つは一時的なカンフル剤でしかなく、本格的な経済の回復のために大本命とされている

のは「第3の矢」、つまり「成長戦略」です。アベノミクスを批判する人は少なくないのですが、その大半が「成長戦略がしっかりとっていない」という批判です。成長戦略の柱は規制緩和と法人税率引き

下げですが、安倍政権は成長戦略にもっと本腰を入れよ、という声が強いです。金融緩和や財政出動ではなく成長戦略を本格的に実行すべきだという批判では、アベノミクスへの真つ当な批判にはならない。私はずっと

そのように言ってきましたが「本紙2013年3月10日号」、それは、アベノミクスの核心が経済成長によってあらゆる問題を解決するという考え方にあるからです。

5月15日、安倍政権は、「集団的自衛権合憲」の安保法制懇報告、今後の「基本的方向性」の記者会見を行った。今国会中の「集団的自衛権容認」の閣議決定をめざしている。「安保環境の変化」に合わせて、憲法解釈を変更することが「立憲主義」だとする安倍政権の詭弁は、立憲主義の否定に破壊だ。

経済活動の自由（原発再稼働）より、生存を基礎とする人格権が優位とする大飯原発差し止め訴訟判決（5月21日）が人々の共感を呼んでいる。日米同盟、多国籍企業の利益を図ることが「平和」となる「積極的平和主義」の論理をいかに克服するか。アベノミクス批判、原発再稼働阻止に連帯する課題だ。

日本の国会内では、経済成長そのものに疑問を投げかけたり、成長戦略という発想を否定する政党はありません。右から左まで経済成長を求めることが大前提になって、経済政策をめぐる議論が行われている。安倍首相は、アベノミクスによる経済成長の復活を自覚して、「この道しかない」（2014年1月25日、施政方針演説）と叫んでいます。昔、サッチャーがそういう言い方をして、オルタナティブなどありえないのだと切り捨てました。しかし、経済成長の道しかないのか、「成長戦略」し

した。セルジュ・ラトゥーイ いだしたかと、ちょっと驚シユの訳本が売れて、来日 きました。良いことです講演する。藻谷浩介「里山（笑い）」。
このように、脱成長とい資本主義」がベストセラーになる。雑誌「世界」が14うことが脚光を浴びてきた年3月号で『脱成長』の構て、活発な議論が行われる想」を特集する。あの「世 ようになっています。最近界」もとうとう脱成長を言（2面へ続く）

国連・憲法問題研究会報告第57集
レイシズムと安倍政権
なぜ隣人を「憎む」のか
安田浩一
定価 500円

国連・憲法問題研究会講演会
集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ
解釈改憲が戦争につながるカラクリ
清水雅彦（日本体育大学教授、憲法学）
6月7日（日）午後6時～9時
文京区民センター3階C会議室
講座テオリア
TPPと日米のアジア太平洋戦略
金子文夫（元横浜市立大学教授、国際経済史）
7月2日（水）午後6時～9時
文京シビックセンター3階会議室C
※要申込（当日参加可能） Tel・Fax 03-6273-7233

インフォメーション
戦争をさせない全国署名提出集会・デモ
6月12日（日）午後6時～日比谷野外音楽堂／戦争をさせない1000人委員会
閣議決定で「戦争する国」にするな！ 解釈で憲法をこわすな！
6・17大集会
6月17日（日）午後6時～日比谷野外音楽堂／解釈で憲法9条を壊すな！ 実行委員会

紙面紹介
いま脱成長論が脚光を浴びる 白川真澄…………… 1～4面
集団的自衛権反対／大飯原発裁判集会…………… 5面
表現の自由のためヘイトスピーチ処罰を 前田朗…………… 6～7面
国家戦略特区の真の狙い…………… 8面

(1面から続く)
 の代表的な議論を紹介しながら、脱成長社会の構想を考えていきたい。

脱成長と言うと、経済が拡大・成長しない社会で、仕事や雇用が保障され生活ができていけるのか。非正規雇用や貧困に苦しめられている若者に希望を与えることができるのか。こうした疑問が出されます。

私は緑の党に属していましたが、緑の党の内部でも脱成長にためらう人がいる。脱成長を言うとき、票が集ま

脱成長社会は悲惨な社会なのか

脱成長は悲惨か？

脱成長社会は悲惨な社会である、という批判があります。すなわち、経済が拡大・

目次

- はじめに——経済成長しかないのか？
- 脱成長社会は悲惨な社会なのか
- 脱成長社会は変化のない退屈な社会か
- 人口減少社会と経済成長（その一）
- 人口減少は経済成長を不可能にする（以上今号）
- 人口減少社会と経済成長（その二）
- ゼロ成長を維持する方策
- 脱成長の経済——地域内循環型経済の可能性
- 脱成長の下で雇用と社会保障はどうなるのか（以上次号）

の現実によって証明されている。こうした批判が、脱成長を主張する人びとに向けられています。日本の名目GDPは500兆円を切っていて、これは20年前とほぼ同じです。つまり、プラス成長になった年もあったが、基本的にはゼロ成長が続いてきたと言えます。

「危機「リーマンショック」に直面し、良心的な経済成長反対論は二重に逆説的な状況に陥っている。一方で、OECD諸国の大部分の経済成長率は2008年の第2・第3四半期にかけてほぼ0%である。ジャーナリストの書く記事の中に『われわれは既に脱成長状態である』という文章を見聞きするのは稀ではない（『脱成長』は世界を変えられるか）。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「今まさに日本は低成長・マイナス成長の時代ですが、『脱成長』をさらに加速させるといふことです。……マイナス成長の世界とは『滅び続けるパイの奪い合い・削り合いが加速する世界』だということです。……」

問題は公正な分配の有無

ゼロ成長は必ず失業の増大、格差と貧困の拡大をもたらすという批判は、次の点を見落としています。結論を先に言うと、悲惨な状況になったのは、ゼロ成長になったからではなく、公正な分配が行われなかったからです。



セルジュ・ラトゥーシュ

011年ギリシャの市民による半自給の運動などです。経済が破綻し危機に陥れば、人びとは生存を守るために連帯や分かち合いの仕組みを自発的に創り出します。民衆による分かち合い・助け合いの運動が発展し、これと政府による企業や富裕層の利益を制限する政策とが結びつければ、ゼロ成長下でも公正な分配（格差と貧困の解消）は可能になります。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

「脱成長」は世界を変えられるか。日本でも、荻上チキヤや小峰隆夫が、バブル崩壊後の日本経済はゼロ成長・脱成長に陥ってきたが、それは非正規雇用の増大、格差や貧困の拡大、パイの奪い合いを激化させ、悲惨な状態をもたらしてきたと、脱成長論を批判しています。

脱成長社会は 変化のない退屈な社会か

脱成長社会の イメージ

脱成長社会は、「スロー・スモール・シンプルな社会」、「減速して生きる」社会、「高坂勝」、「自らの自由を律する」―「足るを知る」社会などとしてイメージされます。浜矩子は、「老成国家」という言い方までしています。

スピードを落とし、欲求の膨張を抑え、競争よりも助け合いを優先する脱成長社会は、変化に乏しく停滞気味で保守的な社会なのではないか。こうした疑問が、脱成長社会に向けられています。

高橋伸彰（立命館大）は脱成長の立場に立つて成長論者を批判しながらも、ゼロ成長の社会が何の変化もない退屈な社会になり、希望や活力が失われることへの危惧を正直に述べています。



成長社会を問う脱原発運動

「政府が社会保障など長期の政策を立案する際には、甘い見通しを抱かずにゼロ成長でも制度が機能するように設計すべきだというのが私の持論です。ただ、実際の成長率が本当にゼロでいいかとなると、迷います。何の摩擦もない世界、……人間の暮らしが一切変化しなくてもよいなら、人口増加の分を除けばゼロ成長でもいいと思えます。でも、現実に私たちが暮らしている社会では、毎日同じ暮らしを繰り返していくことはできません。そうすると退屈になり、希望がなくなり生きてもいく活力さえ失われるのではないのでしょうか。」

「希望を持ちながら生きていくためには、変化が必要で、というより変化することへの期待が希望につながります。成長論者は市場価格で測ったパイが大きくならなければ社会はもたないと言いますが、中身が変化すれば量は必ずしも増えなくてよいのです。……。中身の量が量の変化よりも重要だという意味で私は『脱成長』という言葉を使うのです」（高橋「アベノミクスは何をもたらすか」、水野和夫との対談）。

ラトウーシュは「脱成長」の主眼を、経済成長という信仰や神話からの脱却というところに置いています。その核心は、「節度」の感覚の回復であり、「禁欲」であり、「自律性」の実現である。自律性の概念は、イリイチやカストリアディスに準拠しながら展開されていますが、要するに欲望や技術の断念と禁欲という意味で使われています。

「脱成長の道は経済成長という名の宗教からの脱却の道である。」「脱成長というスローガンが包含する自律的で節度のある社会の企図。」「脱成長の道は禁欲の道である。」「脱成長社会の構築は、節度を越えた生活と他律性、すなわち自然秩序と考えられている市場法則と断絶するために、経済から抜け出すことを意味する。……。欲求の内発的な抑制を社会のすべての成員とともに民主的な手法で決断することが重要なのだ。必要で望ましくないおかつ可能な生産、消費活動は、社会関係の中に『再び埋め込まれる』のである」（前掲）。

日本では、団塊の世代を中心にして高度経済成長の成功体験の記憶から来る経済成長という宗教に囚われている人が多い。パブル以降の若い世代はかなり違うかもしれないが、広井良典（千葉大）も、脱成長社会＝定常型社会への移行が必然である根拠を、人びとの欲求の変化、「需要の飽和」に求めています。

「『定常型社会』とは『経済成長』というものを絶対的な目標としなくても十分『豊かさ』が実現されていく社会」のことであり、『ゼロ成長社会』という言葉を変えてもよい。なぜ、『定常型社会』なのか？ ……基本的には……経済成長の究極の源泉である『需要』……市場経済において展開するような需要＝貨幣によって測られるような需要……そのものが成熟しない飽和状態に達しつつあるということである」（『持続可能な福祉社会』）。

「欲求」を どう扱うか

ラトウーシュが言う「節度」や「禁欲」をそのまま受け取ると、人間の欲求を権力で抑え込むような社会がイメージされがちです。社会が欲求をどのように律する（コントロールする）ことができるのかは、社会のあり方を左右する最大の難問なのです。

さまざまな社会はこれまで、人びとの欲求をどのように扱うのかという問題で試行錯誤をしてきた。社会主義の歴史的经验は、欲求を国家が上から計画経済の形でコントロールすることの根本的な限界を明らかにしました。いまの中国は市場経済に変質しています

が、国家による計画経済を試みてきた国々は、人びとの欲求を国家が計測しコントロールできるという前提で運営され、大失敗した。対照的に、20世紀の資本主義は、人間の欲求を無制限に解放したことによって経済成長に成功しました

が、逆に社会がコントロールできないレベルにまで欲求を膨らませてしまいました。資本主義は、人びとを欲求の限らない膨張と追い求めに駆り立てました。同時に、食べ物や水や教育などの需要あるいは欲求が「基本的不満足（生存に必要不可欠な欲求）を充足することさえできない多数の人びと（南の世界）」を置き去りにしています。その対極では、先進国や途上国の富裕層のなかでは「欲望（ウォンツ）」が膨れ上がり暴走し、過剰なモノやサービスが溢れるという状況を招いている。

しかし、欲求の無制限な解放と膨張は、第1に、環境破壊や環境汚染・資源枯渇を引き起こし、環境・資源の制約という限界に突き当たってきました。これは「成長の限界（ローマクラブ）」という問題として1970年代から問題になってきた。

第2に、モノやサービスの「質」の変化。現代の先進国では、明らかに欲求の質や中身に變化が起っています。耐久消費財の普及が一巡したこと背景にして、自動車や電化製品などモノの大量消費あるいはモノの所有への欲求に代わって新しい質の欲求が生まれています。よく言われるのが、「若者のクルマ離れ」です。もちろん、若者がクルマを買わないのはお金がないからで、お金があればほとんど買うはずだという反論もある。しかし、クルマを持つ、つまり「所有すること」から「使う」カーシェアリングが飛躍的に伸びて

いることは、注目すべき変化です。欲求の質や内容の変化は、次のようなことに現われています。環境・資源制約を意識してその制約のなかで欲求を律し、環境保全・省資源型の製品やエネルギーを生産したり使ったりする人が増えている。例えば家庭での太陽光発電や地域でのバイオマス発電などエネルギー自給、家庭菜園、クルマから自転車へのシフトなどで規格化された商品の受け身の消費から脱却して、モノとの新しい関わり方を生み出そうというわけです。

もうひとつは、他者とのコミュニケーション（人と人の関係性）を回復することへの欲求が強まっている。仲間づくりから地域コミュニティ再生まで、さまざまな形態で人と人とのつながりを創りだすことへの欲求や試みが広がっている。例えば、シェアハウス

さらに、自分たちの手に時間を取り戻したいという欲求が高まっている。日本ではスローな生活の実現は簡単ではないが、スピードアップや効率性優先を強いられる生活から脱却し、自由な時間を手に入れて、多様な暮らし方や活動を楽しみたいという人は確実に増えています。

このように、新しい質の欲求の出現や広がりは、脱成長経済の可能性という観点からすると、両義的な作用をすることがあります。

このように、新しい質の欲求の出現や広がりは、脱成長経済の可能性という観点からすると、両義的な作用をすることがあります。

このように、新しい質の欲求の出現や広がりは、脱成長経済の可能性という観点からすると、両義的な作用をすることがあります。

このように、新しい質の欲求の出現や広がりは、脱成長経済の可能性という観点からすると、両義的な作用をすることがあります。

このように、新しい質の欲求の出現や広がりは、脱成長経済の可能性という観点からすると、両義的な作用をすることがあります。

(表1) 日本の総人口、生産年齢人口の推移

	総人口	生産年齢人口	労働力人口 (カッコ内は15歳~64歳)	就業者数 (同)
1990年	12,361	8,590	6,384 (6,024)	6,249 (5,892)
2000年	12,693	8,622	6,766 (6,273)	6,466 (5,964)
2010年	12,806	8,103	6,590 (6,005)	6,257 (5,687)
2030年	11,662	6,773	5,678 (4,576)	5,449 (4,387)
2060年	8,674	4,418		

(単位:万人)

(表2) 2030年の労働力人口と就業者数の推計

	労働力人口	就業者数
実質GDPゼロ成長で労働市場参加が進まない場合	5,678万人	5,453万人
同1%成長で労働市場参加が一定程度進む場合	5,900万人	5,678万人
同2%成長で労働市場参加が進む場合	6,255万人	6,085万人
2010年の実績	6,632万人	6,298万人

人口減少社会と経済成長 (その1)——人口減少は 経済成長を不可能にする

(3面から続く)

成長と幸福は 比例しない

成長論は、2つの問いに答えなければなりません。(1)経済成長を追い求める社会が私たちに「幸せ」にするのかという問い、(2)そもそも経済成長が(先進国に限っても)これから可能なのかという問い(2つ)です。

(1)については、経済成

長が必ずしも人びとを「幸せ」にするものではない、ということが明らかになり、そうした認識が共有されつつある。幸福度の指標を生活満足度(現在の生活に満足しているか)の問い「満足している」と答え、人の割合でとってみると、日本では、1人当たりのGDPは1964年から2008年にかけて3.9倍に高まったが、生活満足度は64年から90年代にかけて

のほとんど仮説です。これによれば所得格差の大きい

社会は、幸福度が低くなるということになる。幸福度は、経済成長しているかどうかに関わりなく、分配の公正さが決め手になるわけだ。このことは先に確認した通りで、公正なシェアの実現は幸福度を高める。脱成長社会の豊かさの1つは、公正な分かち合いにありませぬ。

経済成長が幸福度を高めるものではない、という命題が確認されても、その逆は必ずしも成り立たない。すなわち、ゼロ成長あるいはマイナス成長が幸福度を高めるとは単純に言えません。脱成長論は、ゼロ成長であっても公正な分配や助け合いが実現される、

また非市場的な取引や活動が活発に行われる、といった条件があれば、人びとは「幸せ」になることができると主張します。

日本では、人口減少がどのように急速に進んでいるのかを概観してみよう(表1・2030年、60年は将来推計、厚労省「高齢社会白書」2013年版、労働政策研究・研修機構「平成24年労働力需給の推計」)。

日本の総人口は2005年の1億2777万人をピークにして減少しはじめる。2030年までに1115万人、9%減少する。2050年には1億人を割り込んで1965年の水準に戻り、2060年までに4103万人、32%減少して、8674万人になり、1950年の人口は8411万人。

人口減少は人口構成の変化をとらえて進行します。高齢化率は、2010年の23.0%から2030年の31.6%、2060年の39.9%にまで上昇する。生産年齢人口は2010年の8103万人から2030年までに1330万人、16%減少して6773万人になる。2060年までに3685万人、45%も減少し、4418万人になる。昨年10月とうとう800

万人を割り込んだことが報じられています。総人口の減少をはるかに上回るテ

ンポで減少が進み、平均して毎年74万人ずつ減少する(「持続可能な福祉社会」)。

この生産年齢人口(現役世代)の減少こそが、最も深刻な問題です。生産年齢人口が半世紀で半分近くにまで減ることによって、労働力人口(就業者プラス失業者)および就業者数も大きく落ち込まざるをえない。労働力人口や就業者数は、さまざまな経済的あるいは制度・政策的な要因によって規定されるから、単純な推計はできません。しかし、経済成長率や女性・高齢者の就労率などのいく

つかの仮定を置いて推計すると、2030年の労働力人口は5678万人、6255万人と、2010年に比べて954万人、377万人、14%、6%減少する。2030年の就業者数は5453万人、6085万人と、2010年に比べて845万人、213万人、13%、3%減少する。

労働力人口は2030年までに、少なく見積もっても377万人、毎年19万人、現状のまま手を打たなければ954万人、毎年48万人も減少するという見通しです。(表2)

経済成長(毎年のGDPの継続的な増大)は、労働力(労働力人口×労働時間、資本(貯蓄率など)、生産性(全要素生産性、労働生産性や技術進歩)の

3つの要素によって規定されます。労働時間がこれから大きく増えることは考えられないので、労働力の供給が最大の要素です。そうすると、生産年齢人口の急激な減少が引き起こす労働力人口の減少は、経済成長を根本的に制約し不可能にする、と言わざるをえませぬ。

このことについて、橋本俊昭は次のように主張しています。

「経済成長率は労働力、資本、技術進歩の3つの成長率の合計で決まる」(橋本「脱成長」戦略、広井との対談)。「マイナ

スの人口成長率と貯蓄率の低下現象を前提すれば、経済成長率は高度成長期のような正にはなりません」(「幸せ」の経済学)。「人口減少下の日本では経済成長率はマイナ

スになるのが自然の帰結ですが、マイナスになる人びとの元気と生活水準が低下すると困るので……少なくともゼロ成長だけは達成したい」(同)。

藻谷の立論は需要サイドから見ていて、消費性向の高い生産年齢人口の縮小が内需の縮小にデフレ不況を招いているというもので

す。しかし、労働力の供給が根本的な制約に突き当たってくるのが経済成長を望めなくさせている、という

【参考文献】セルジェ・ラトウーシュ『脱成長は世界を変えられるか?』(10年、中野佳裕訳、作品社) 荻上キチ『僕らはいつまで「タメ出し社会」を続けるのか?』(12年、幻冬舎新書) 小峰隆夫『脱成長論を考えた』(日経ビジネスオンライン 12年4月5日) 高橋伸彰×水野和夫『アベノミクスは何をもたらすか?』(13年、岩波書店) 広井良典『持続可能な福祉社会』(06年、ちくま新書) 広井良典『グローバル常態型社会』(09年、岩波書店)

そもそも経済成長 長でできるのか ——急激な人口減少

経済成長があらゆる難問を解決するという主張がい

せんとして主流を占めていますが、そもそも先進国、特に日本で経済成長がこれ

から可能なのか。名目GDP成長率3%という経済の拡大・成長ができる条件があるのだろうか。

最大の問題は、日本(だけでなく多くの先進国もそうである)が人口減少社会に入りこんでいるというこ

とです。広井良典は、定常

型社会(09年、岩波書店)

もはや成長は 望めない

藻谷浩介は、日本経済の

パブル崩壊後の長期停滞(デフレ不況)にゼロ成長

は、人口減少、具体的には消費性向の高い生産年齢人口の減少に起因すると主張しています。したがって、

生産年齢人口が加速的に

減少する今後の時期には内

需の縮小は避けがたく、もはや経済成長は望めない、という見通しになる。「消費性向は年代によって大きく違い、子育て中の世代が最も高い」。「1990年代半ばを境に、生産年齢人口の波」の減少局面に突入した日本。定年退職者の増加→就業者数の減少によって内需は構造的な縮小を始めました。「生産年齢人口に旺盛に消費する人口の頭打ちが多くの商品の供給過剰を生み、価格競争を激化させて、売上を停滞ないし減少させてきた」(「デフレの正体」)。

解釈改憲で「集団的自衛権行使」をめざす安倍の「壊憲」クーデター

5月15日、安倍の私的諮問機関「安保法制懇談会」が「報告書」を提出。安倍は今後の「基本的方向性」を示す記者会見を行い、集団的自衛権の行使を検討すると表明した。

安保法制懇談会は、米国防攻撃時の対米支援、湾岸戦争型多国軍への参加など全てが「合憲」と主張。安倍の「お友達ばかりを集めた「安保法制懇」が「解釈改憲＝合憲」という結論を出すことは最初から決まっていた。

長年、自民党政権が確認してきた集団的自衛権＝違憲、平和主義だと強弁。安倍の記者会見は、母子



憲を二内閣の解釈変更でひっくり返すことは立憲主義、憲法そのものの破壊だ。安倍が主張する「巻き込まれるという受け身の発想ではなく、国民の命を守るために何をなすべきか」とは、海外での武力行使を制約してきた戦後平和主義を破壊し、積極的に海外で戦争する「戦争する国」になるということを意味する。

安保法制懇報告は「安全保障環境の大きな変化」を口実に、解釈改憲を認めることが憲法の国際協調主義、平和主義だと強弁。安倍の記者会見は、母子

報告を受けて、「安全保障法制の整備に関する与党協議会」が政府からのグレイゾーン事態3事例、国際協力4事例、集団的自衛権8事例からなる「15事例」の提示を受け、「集団的自衛権合憲」の閣議決定に向けた

「安保・沖縄・天皇制を問う」

4・27―29行動

4月、「安保・沖縄・天皇制を問う」4・27―29行動が東京で行われた。

沖縄を切り捨てた講和条約発効（4・28）から62年。4月27日、講演集会。沖縄と日本の占領と戦後が行われた。集会では島山淳さん（沖縄国際大学教授）が講演。

「サンフランシスコ講和条約にはインド、ヒルマなどが欠席。沖縄だけでなく、

賛成を誘うと共に、便乗して自衛隊の権限・能力の拡大をめざしている。安倍政権は年末の新カイドライン策定に間に合わせるために国会会中の「集団的自衛権容認」閣議決定、関連法案の早期成立を目指している。

5月15日、安保法制懇報告書提出と安倍首相の記者会見に抗議して、安保法制懇「報告書」はいらない！

5・15緊急官邸行動が首相官邸前で行われた。解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会が呼びかけた。2日前の13日には2500人が国会を人間の鎖で包囲。解釈改憲に反対した。

戦争被害当事国を切り捨てた講和。沖縄戦直後、沖縄の米軍基地をどうするかは米国防府内でも未決着だったが、基地維持の方針が決まり、朝鮮戦争前の1950年の初めから基地拡張が始まった。沖縄を米国の直接統治下に置いた講和条約3条は沖縄基地化政策のつじつまを合わせたもの。講和条約とは、日米が互いの軍事暴力を免責し合ったもの。そうして、これからの軍事暴力を認めていった。

4月29日には反「昭和の日」行動が行われた。柏木公園での集会の後、百人の参加者は新宿をデモ。執拗な右翼の妨害をはねのけ、「昭和の日」反対を訴えた。

原発再稼働より人格権に価値

大飯原発3・4号機の運転差止判決

5月21日、大飯原発3・4号機運転差止裁判で福井地裁（樋口英明裁判長）は、原告のうち250キロ圏内に住む166人は差止めを求めるとして、関西電力は直ちに控訴。原子力規制委員会は

て請求を認め、大飯原発3・4号機の運転差止めを関西電力に命じる判決を出した。判決は、生存を基礎とする人格権が憲法上最高の価値を持つとして、原発再稼働は経済活動の自由が人格権よりも劣位に置かれることを認めた。基準地震動の設定について、20カ所の原発のうち4カ所に05年以降想定した地震動を超える地震が5回も到来している事実を重視。

ついに勝った！

院内集会

5月23日、ついに勝った！大飯原発差止訴訟！院内集会在同訴訟弁護団と脱原発弁護団全国連絡会の共催で行われた。集会では、原告、弁護団が次々と発言。

川内原発

再稼働を許すな

5月24日、連続シンポジウム第6回「川内原発再稼働を許すな！現地から訴える」が東京で行われた。主催は福島原発事故緊急会議。原子力規制委員会の優先審査が進められている川内原発の再稼働に反対して、荒武重信さん（川内原発建設反対連絡協議会）、岩下雅裕さん（再稼働阻止全国ネットワーク「川内の家」）が報告。秋に計画される再稼働に反対する行動が呼びかけられた。

30年以上反対運動を続け

原告の中島哲彦さんは「判決は、私たちの運動が結晶した共有財産。以前は福井県内でも温度差があったが、福島事故で運動が広がった。判決は事故の風化に対する頂門の一針」

兼田慧さんは「命や生活が経済の論理に押しまわられていたが、脱原発の運動に疲れてきた人がもう一度がんばろうとなる判決」

集会の途中には原子力規制庁との話し合いが行われ、審査での基準地震動などの想定が甘さなどについて鋭い追及が行われた。てきた荒武さんは「九州電力は地元・薩摩川内市で千人を雇用する2番目の大企業。下請けも多い。市長も市議会も原発賛成。交付金のために原発建設・再稼働を進めてきた。市長は原発について、議会の意見を聞けばいいと一般の市民の意見を聞こうとしない。商工会、旅館組合、タクシー会社も再稼働賛成。97年震度6弱の地震が2回起き、周辺には5つの活火山がある。事故が起きたとき、現在の避難計画が役に立つのか。南日本新聞の県民世論調査では59%が再稼働反対、賛成は36%に減った」

国連・憲法問題研究会講演会

表現の自由を守るため

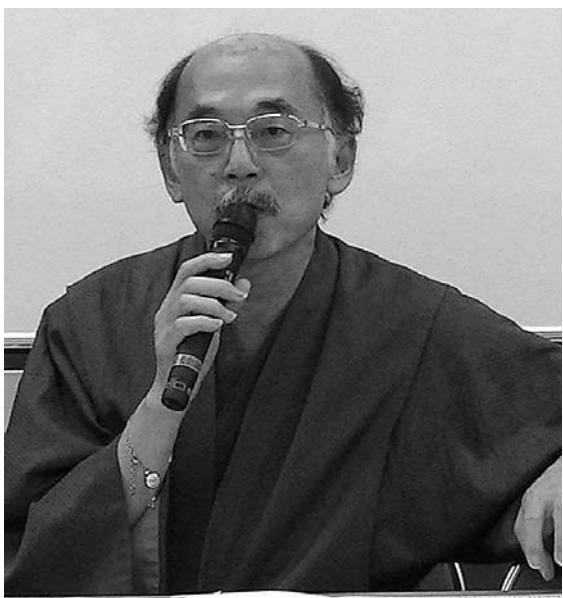
ヘイトスピーチ処罰を

前田 朗 東京造形大学教授

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

在特会現象と表現の自由

今現に起きているヘイト・スピーチをどうするか。しかし、本当のターゲットは在特会ではない。この国の政策決定エリートたちが根強いレイシスト。根強い差別と人権侵害のシステムが出来上がっている。



前田朗 ままだあきら 東京造形大学教授、刑事人権論、戦争犯罪論、著書に『なぜ、いまヘイト・スピーチなのかー差別、暴力、脅迫、迫害ー』(二書房)『ヘイト・クライムー憎悪犯罪が日本を壊すー』(二書房)『軍隊のない国家ー27の国々と人びとー』(日本評論社)『侵略と抵抗平和のための戦争犯罪論』(青木書店)『闘う平和学』(共著、三三書房)ほか

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

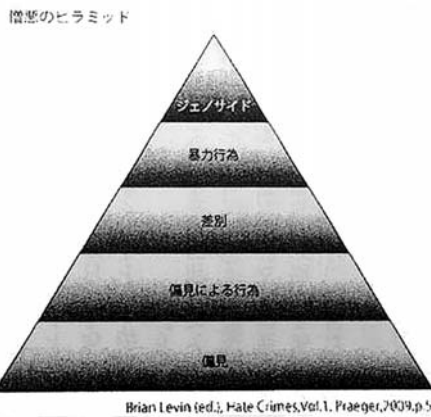
【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行

【5月10日、国連・憲法問題研究会講演会「表現の自由を守るためヘイトスピーチ処罰を」が都内で行



ヘイト・スピーチの本質

アメリカの社会学がよく出てくる図が「憎悪のピラミッド」。一番下が偏見。その上に偏見による行為、差別、暴力行為、一番上はジェノサイド。欧米では人種差別撤廃条約の報告にはユダヤ人、ルワンダ、ユーゴスラビアのジェノサイドの話が出てくる。日本でヘイト・スピーチの話をする時は関東大震災朝鮮人虐殺にふれない。

浦和レッズ事件と世界の常識

浦和レッズのJapanese Only事件(3月8日)がおきた時、ジュネーブにいて日本社会の反応を見て笑ってしまった。サッカーには反レイシズムの世界的ルールがある。熱狂的なファンがTシャツに何々人を殺せと書いてくる。サッカーの世界でそういうことは許さない。刑罰ではないが、億単位の収入を失う

の時、憲法学者は表現の自由だと言った。Japanese Onlyは差別だからと無観客試合の制裁。Japanese Onlyは相手

を特定してないわけだから、「朝鮮人ぶっ殺せ」に比べて、差別としてははるかに穏やか。だがこれだけの制裁を受けるのが世界の常識。ならば、なぜ「朝鮮人を殺せ」が許されるのか。

ヘイト・スピーチは暴力、差別、扇動、迫害。民主主義国家ではヘイト・スピーチを処罰する。国際人権法はヘイト・スピーチ処罰を要請。日本政府に対して、何度も勧告が行われている。表現の自由とヘイト・スピーチは二者択一ではない。ボタンを掛け間違えるという結論しか出てこない。

私の考えでは、ヘイト・スピーチはヘイト・クライム(憎悪犯罪)の一つ。欧米では全体をヘイト・クライムと呼ぶ。米英はヘイト・クライム法。他のヨーロッパ諸国では、人種的憎悪の流布の禁止、人種差別的扇動の処罰という言い方。

アメリカの社会学がよく出てくる図が「憎悪のピラミッド」。一番下が偏見。その上に偏見による行為、差別、暴力行為、一番上はジェノサイド。欧米では人種差別撤廃条約の報告にはユダヤ人、ルワンダ、ユーゴスラビアのジェノサイドの話が出てくる。日本でヘイト・スピーチの話をする時は関東大震災朝鮮人虐殺にふれない。

無観客試合は重い制裁。これによって、レイシズムやヘイト・スピーチはだめなんだ、やめなければいけないと日本社会に一気に広がった。この時、憲法学者は何を言ったか。私が調べる範囲では誰も何も言ってない。

人種差別撤廃条約4条a項では、人種的優越、人種的憎悪の流布・扇動は犯罪。人種的優越性の思想の流布、差別の扇動、暴力行為やその扇動はヘイト・スピーチとして規定されている。b項ではヘイト団体・集会は違法であり、禁止する。ヨーロッパではネオナチと同じくヘイト団体は解散。参加も犯罪。aとbを日本政府は留保している。

在特会が「朝鮮人をぶっ殺せ、たたき殺せ」と新大久保で大音量で叫んだ、その時、憲法学者は表現の自由の保障には何の留保も付いていないから、表現の自由の規

えで国際社会の輿論を買った。東京都知事が公然と差別を煽動しても表現の自由だと憲法学者は10年以上言ってきた。

差別部落、移住外国人に向かう。50%の女性たちもヘイト・スピーチの被害を受けてきた。

この社会の圧倒的なマジョリティと1%のマイノリティの関係が一番喫緊の問題になっている。

ヘイト・スピーチの行為類型

ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチの行為類型には、①差別表明型、②名誉毀損型、③脅迫型、④迫害型、⑤ジェノサイド扇動型、⑥暴力付随型の6つがある。

第一は差別表明型。札幌の場合、朝鮮人が多く住んでいる地域ではないので、在特会がデモして、直接のターゲットの被害者はその場にいなくてもいい。しかし、公然たる差別的扇動で、それを聞いた人たちが後に差別をするかもしれない。あるいは暴力に走るかもしれない。

2番目が名誉毀損型。朝鮮学校に対する在特会の行為はかなりの部分が名誉毀損型。「朝鮮学校、こんなものは学校ではない」「スパイ」

5番目がジェノサイド扇動型。「皆殺しだ」「殺せ」

「良い韓国人も悪い韓国人も死ぬ」という発言が大音量で繰り返される。

6番目が暴力付随型。

①から⑤は表現といえは表現。⑥は暴力。

京都朝鮮学校襲撃事件は、威力業務妨害罪、器物損壊罪、徳島教組事件は乱入して暴力を振るって



「愛国を言い訳に差別を楽しむ日本人の心」

いるので暴力付随型。これをまとめて扱うチーム、法律がない。

憲法学者は①②だけを取り上げて、表現の自由だという議論をする。私は①②も犯罪だと思いが、それを置いておいたとしても③以下は当然犯罪。

迫害・ジェノサイドが起きてからでは遅い。国際社会はこういうことが起きる前に予防、早期対処をする。それができないと、ルワンダ、旧ユーゴスラビア、スーダン、コンゴ民主共和国のようになる。

日本では起きないと言っているが、関東大震災朝鮮人虐殺は現に起きた。関東大震災の前に朝鮮半島で日本の官憲・軍が朝鮮人を殺している。日本にいると関東大震災のときしか気づかない。

被害をどう見るのか。ひとつは、精神的被害がある。毎週来て「朝鮮人殺せ」と叫ばれ、PTSD、ストレスなど、体調を崩す人もいる。経済的被害もある。あいつ差別が起ると、土地の値段が下がる、営業妨害されるので働く人もいない。池袋の中国人の店は在特会が騒ぐのでその時間全く営業ができない。直接脅された人だけが被害者ではない。

京都朝鮮学校事件では、その場に教職員と小学校3・4年生がいた。彼らはもちろん被害者。駆けつけたアボジ・オモニたちも被害を受けている。事件を聞いた大阪の朝鮮人、東京の朝鮮人も被害を受けている。法律上の被害は線を引き必要があるが、素朴に見ても解るところだ。

ヘイト・スピーチについてのニュースでは、アメリカではヘイト・スピーチを力ではヘイト・スピーチを処罰しないというのが最初に流れる。一番視聴率が高い時間のニュースに出てきた憲法学者が『民主主義ではヘイト・スピーチは処罰できません。表現の自由です』という。盗聴、拷問ややりたい放題、戦争いっばいやっている米国が尊重すべき民主主義国家なのか。

それ以外はどうか。この間、私は100カ国以上の法律を調べた。全てのEU加盟国、メキシコ、カナダ

が処罰法を持っている。オーストラリア、ボスニア、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、アルメニア、ポリビア、キューバなどいづれも処罰する。エストニアでは1回やるのと罰金、何度もやると刑務所行き。フランスは集団に対する中傷・侮辱は公然でなくとも犯罪。公然はもちろん犯罪。アイルランドは憎悪煽動禁止法があり、人種差別団体は禁止する。アメリカ、日本を除いた

持っている。その多くは刑法典に規定された基本的犯罪。イギリスはヘイト・クライム法。国によっては特別法。例えば、一般個人は処罰しないが、テレビ・ラジオでやるとそのメディアが処罰されたり、免許が取り消しになる。

ドイツでは「アウシュヴィッツの嘘」も処罰。オーストリア、スイス、ポルトガルなど、調べただけで10ヶ国が同じく処罰する。

処罰の根拠は国際自由権規約、人種差別撤廃条約。国連人権高等弁務官事務所

ヘイト・スピーチ処罰と表現の自由は別の文脈。なぜ処罰か。ドイツを中心にヨーロッパでは人間の尊厳を守るためだという考え方。日本的に言えば、憲法13条が出発点。これとセツトで差別的禁止、法の下の平等。日本で言う憲法14条。だから、人種差別撤廃条約がなくなると、憲法13条、14条に基づいてヘイト・スピーチはだめです

その実質的な根拠になるのが、表現の自由の歴史的な教訓。憲法学者は同じ言葉を使う意味で使う。憲法学者は治安維持法を思い起こせ。歴史的教訓からいって表現を規制してはならないという。

ヨーロッパではそう言わない。私もそう言いません。が主催した会議でまとめられたラバト行動計画(12年)や人種差別撤廃委員会一般勧告35はヘイト・スピーチ処罰を推奨している。

日本に対しては、2000年の人種差別撤廃委員会勧告以後、国連人権委員会・人種差別特別報告書の勧告、国連人権理事会普遍的定期審査の勧告(2009年と12年)などで同じ内容の勧告が行われている。社会権規約委員会では、2013年慰安婦に対するヘイト・スピーチを予防せよという勧告が出された。

勧告では、日本政府に対して人種差別禁止法の制定、朝鮮学校生徒に対する差別的撤回、人種差別撤廃条約第4条a bの留保撤回、インターネット上のヘイト・スピーチの犯罪化、公務員の差別発言への措置などの要請が何度も行われている。それなのに「表現の自由」を口実に日本政府はヘイト・スピーチ処罰を拒否する。9条擁護、特定秘密保護法反対と言っている憲法学者が、この問題だけはヘイト・スピーチは表現の自由と言っている。

マジョリティの表現の自由から言っても、マイノリティの表現の自由から言っても、ヘイト・スピーチは処罰すべき。

議論する人は、表現の自由からヘイト・スピーチかの二者択一にしたがる。その間にやるべきこと、できることはたくさんある。権利を保障するために包括的な差別禁止法が必要。政府が人種差別禁止政策を採り、自治体が個別に人種差別禁止をやらなければならない。例えば、男女共同参画基本法のように政府・都道府県・市町村のレベルで差別禁止基本計画を作る。これが日本では全く行われていない。

残念ながら、日本には差別禁止法がない。女性差別撤廃条約を批准した時、雇用機会均等法というサル法を作った。障害者差別については差別禁止と積極的に言わない新しい法律ができましたが、これ以外の各種の差別禁止法が全くない。

残念ながら、日本には差別禁止法がない。女性差別撤廃条約を批准した時、雇用機会均等法というサル法を作った。障害者差別については差別禁止と積極的に言わない新しい法律ができましたが、これ以外の各種の差別禁止法が全くない。

去年マスコミもそれなりの役割をして、ヘイト・スピーチは問題だと社会にアピールした。いろんな形で市民が立ち上がってカウンター行動をした。

しかし、対抗言論、カウンター行動をやったから処罰が不要ではない。なぜなら、被害が起きているから。ただ、私がいくら言っても、ヘイト・スピーチ規制法ができる見込みはない。団体規制も難しい。考えているのは、刑罰抜きでヘイト・スピーチ禁止法を制定させる。そこにヘイト・スピーチの定義を書く。処罰

はしないが、民事訴訟・行政訴訟ができるようにする。これはやってはいけないと国会で法律を作って、国民に示す。そのための議論を展開していく。

もうひとつは、在特会の集いに会場を貸さない。3月16日在特会の集いに豊島公会堂を貸した。貸さない理由は無いといっているが、冗談ではない。

山形県や大阪・門真市の施設は在特会関係の集会への会場貸出を拒否した。共同通信がコメントを求めたので、人種差別撤廃条約2条、4条にしたがって貸すべきではないと答えた。記事に書いてくれた。

表現・集会の自由を侵害しているという意見が出てくるが違う。今の日本の法律では人種差別団体だから禁止・解散はできない。しかし、日本は人種差別撤廃条約第4条a bを留保しているが、条約第2条は留保してない。日本政府・地方自治体は2条にしたがって、人種差別を非難しなければならぬし、人種差別団体に便宜を図ってはいけない。公共施設を使わせるということ、地方自治体が人種差別団体に財政援助をするのと同じ。

もちろん、在特会が差別的な集会をした場合はだめだという言い方になります。税金・公金を使っている施設はヘイト団体のヘイト集会に使用を許可してはいけないし、中止させないといけない。

もちろん、在特会が差別的な集会をした場合はだめだという言い方になります。税金・公金を使っている施設はヘイト団体のヘイト集会に使用を許可してはいけないし、中止させないといけない。

もちろん、在特会が差別的な集会をした場合はだめだという言い方になります。税金・公金を使っている施設はヘイト団体のヘイト集会に使用を許可してはいけないし、中止させないといけない。

民主主義国家は処罰

なぜ処罰するのか

市民的対抗と抑止

国家戦略特区 企業にビジネスの無制限の自由を与える

桜井有理

規制緩和の突破口

「国家戦略特区は、安倍政権の成長戦略の二丁目である規制改革の突破口であり、まず」(安倍首相、14年1月7日)。

アベノミクスの「3本の矢」のうち、最初の2本(無制限の金融緩和、公共事業中心の財政支出)は、即効性はあるが長続きしない力フル剤ではない。「第3の矢」である成長戦略こそ、本格的な景気回復と経済成長の復活のための本命とされている。アベノミクスは、経済成長こそがすべての難問を解決するという発想(経済成長至上主義)に立っている。そして、経済成長とは何よりも企業の成長のことにほかならない。成長戦略の狙いは、企業の投資や起業を促すことにある。つまり、「世界で一番企業が活動しやすい国」をつくることにある。

その中心柱は、法人税率の引き下げ、TTPP参加、規制緩和である。とりわけ規制緩和が要である。規制緩和は、業界団体の既得権を擁護する公的規制(岩盤

規制)に穴をあけて、自由な競争を導き入れることだと語られている。だが、社会的な弱者の立場から見ると、過当競争の防止、安全性や公共性の確保、労働者の権利保護といった縛り(規制)をなくして、企業(大企業や海外のグローバル企業)に利益追求活動の自由とビジネスチャンスを与えることではない。

国家戦略特区のメニュー

3月28日、安倍首相を議長とする国家戦略特区諮問会議は、国家戦略特区法(13年12月成立)にもとづいて東京圏(東京都、神奈川県、成田市)、関西圏(大阪府、京都府、兵庫県、福岡市、福岡県)、新潟市、兵庫県養父市の6つの地域を指定した。

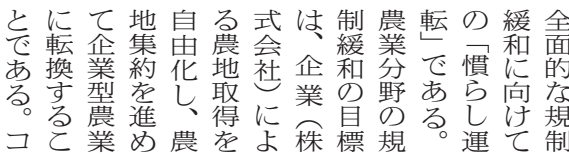
国家戦略特区では、特区ごとに特定のテーマが定められ、大臣、地方自治体の首長、提

案者などで具体化されるが、たとえば次のようなことが提案されている。農分野では、農地の転売許可を農業委員会ではなく市町村が実施できる。医療分野では、日本の医師免許をもたない外国人医師の業務を解禁したり、未承認の医薬品の使用を認める。また、つくりでは、容積率を緩和して高層マンションやビルの建設を容易にする。国際ビジネスを支える人材養成のために公設民営学校をつくる。いずれにしても、海外企業に新しいビジネスチャンスを提供する措置である。

「雇い方と働かせ方の自由」を企業に与える

雇用の分野では、次のことが提案されている。特区では、グローバル企業の誘致のために「雇用指針」(解雇トランプの事例集)を示す。専門職の定期契約労働者が5年を超えて働いても無期雇用にならなくてもよい契約を結ぶ。外国人労働者の受け入れを拡大する。

しかし、これはほんの入口にすぎない。安倍政権は、雇用の全面的な規制緩和を企てている。それは、成熟(衰退)部門から成長部門へ労働力をスムーズに移動させる、それによって経済成長を促進するという構想である。成長の望める産業や企業に労働者を転職させるのだが、そのためには労働者をいつでも解雇できる状態にしておく必要がある。解雇しやすい非正規雇用をいっそう拡大すると同時に、正社員も非正規雇用



全面的な規制緩和に向けての「慣らし運転」である。農分野の規制緩和の目標は、企業(株式会社)による農地取得を自由化し、農地集約を進めて企業型農業に転換することである。コ

への株式会社の参入と一体である。そして、国民皆保険制度に穴をあけ、米国企業を含む民間保険会社にビジネスチャンスを拡大してやる。

国家戦略特区での規制緩和の実験は、とりあえず部分的・限定的な措置である。だが、そこから穴を広げて行き着こうとしている規制緩和の全体像にたえず目を向けておく必要がある。

(1) 非正規雇用をいっそう拡大する。派遣労働の期限と職種の設定をなくし、人を入れ替えればあらゆる職種で無期限に利用できるようにする(「例外」から「常態」へ)。有期雇用の期限を5年から10年に延長する。

(2) 正社員を自由に解雇できるようにする。解雇を厳しく制限した判例よりも、解雇の条件を定めた入社時の契約を優先して解雇できるというルールに変更する。契約時の職種や営業所がなくなれば解雇できる。「限定正社員」を導入する。

(3) 労働時間の規制を外し、残業代のない働き方(ホワイトカラーエグゼンプション)を拡大する。それは、時間ではなく「仕事の成果」に応じた賃金を支払い、高額報酬を望む高度な人材を確保するためのとされる。

(4) 外国人労働者の受け入れを建設業、介護、家事支援の分野に拡大する。それも将来の定住を認めず、劣悪な働き方で悪名高い技能実習の期限延長や在留資格の緩和といった形態にする。

これらは、特区の構想に関する議論や産業競争力会議の竹中平蔵ら民間議員の提言のなかで次々に出されてきた。派遣労働の「常態」化は最初から法改正として進められてきたが、有期雇用の期間延長、解雇ルールの変更、労働時間の規制撤廃などは特区で先行して行うことが提案された。しかし、雇用のルールは全国一律であるべきだという反対論が出されたため、特区で先行するのは、解雇ルールの変更(「解雇特区」への批判が強く「雇用指針」の提示にとどまったが)や外国人労働者の受け入れ拡大に絞られている。労働時間規制を外す残業代ゼロの働き方については、あらためて全国一律の法改正という形で進められようとしている。また、外国人労働者の受け入れ拡大についても、建設業では技能実習の期間の3年延長を決めたが、起業する外国人や家事・育児支援の労働者は特区で先行

させる方針である。このように、雇用のあり方を大きく変える提案が「特区」構想のなかから出されてきたことに注意しなければならない。安倍首相は、しきりに雇用改革は「自由な働き方」の拡大だと吹聴している。しかし、実際に提案・推進されているのは、企業に「雇い方と働かせ方の自由」を最大限に保証することである。雇い方も働かせ方も企業の自由(勝手)にしてよいとする。ここで、グローバル企業を呼び込むというのが「国家戦略特区」である。政府自身が「解雇特区」や「ブラック企業特区」というのは事実誤認です(首相官邸HP)とわざわざ弁明せざるを得ないことが、真実を語り出している。

いま、安倍政権は、集団的自衛権の行使容認の憲法解釈の変更が躍起となっている。改憲が政府に権力行使の自由を与えるものであるとすれば、国家戦略特区を突破口とする規制緩和は、企業にビジネスの無制限の自由を与えることにはかならない。

〈参考文献〉

山家悠紀夫『企業天国』実現への第一歩―動き出す『国家戦略特区』(『季刊ピープルズ・プラン』64号) 奈須りえ「国家戦略特区とは何か」(4・13シンポ「危ない! 国家戦略特区」) 「特区は動くか」(日本経済新聞14年5月19日・20日)